

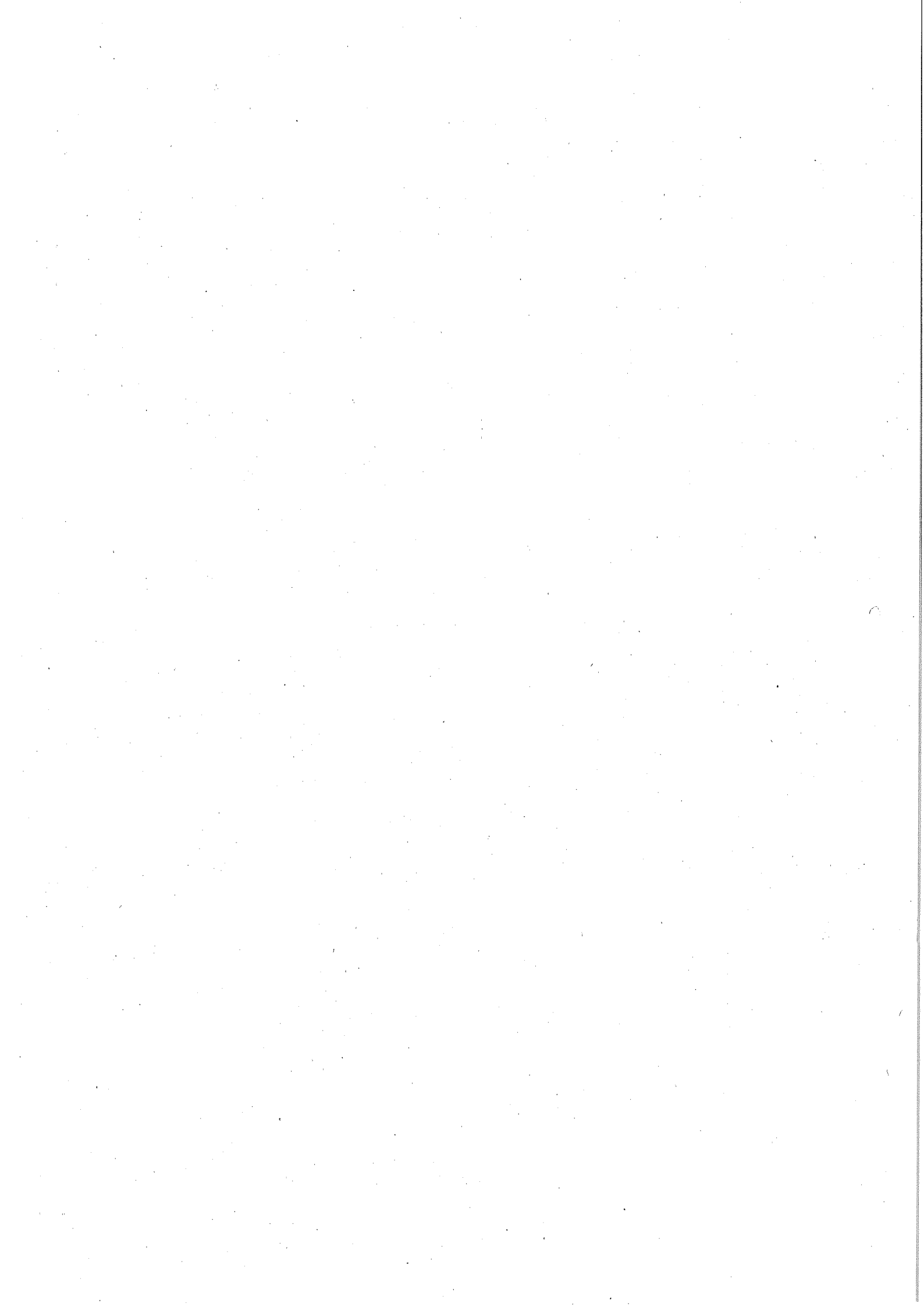
議案第 4 号

野田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

野田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

野田市印鑑条例の一部を改正する条例

野田市印鑑条例（昭和52年野田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。

第6条第2項中「記録されている」を「記録がされている」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「登録申請に係る」を「登録を受けようとする」に改め、同項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第3号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

登録できる印鑑の数量は、1人1個に限るものとする。

第7条第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記録がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同条第6号中「記録されている」を「記録がされている」に改める。

第9条第1項第4号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）」を加え、「第6条第1項第1号」を「第6条第2項第1号」に改める。

第10条第1項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「

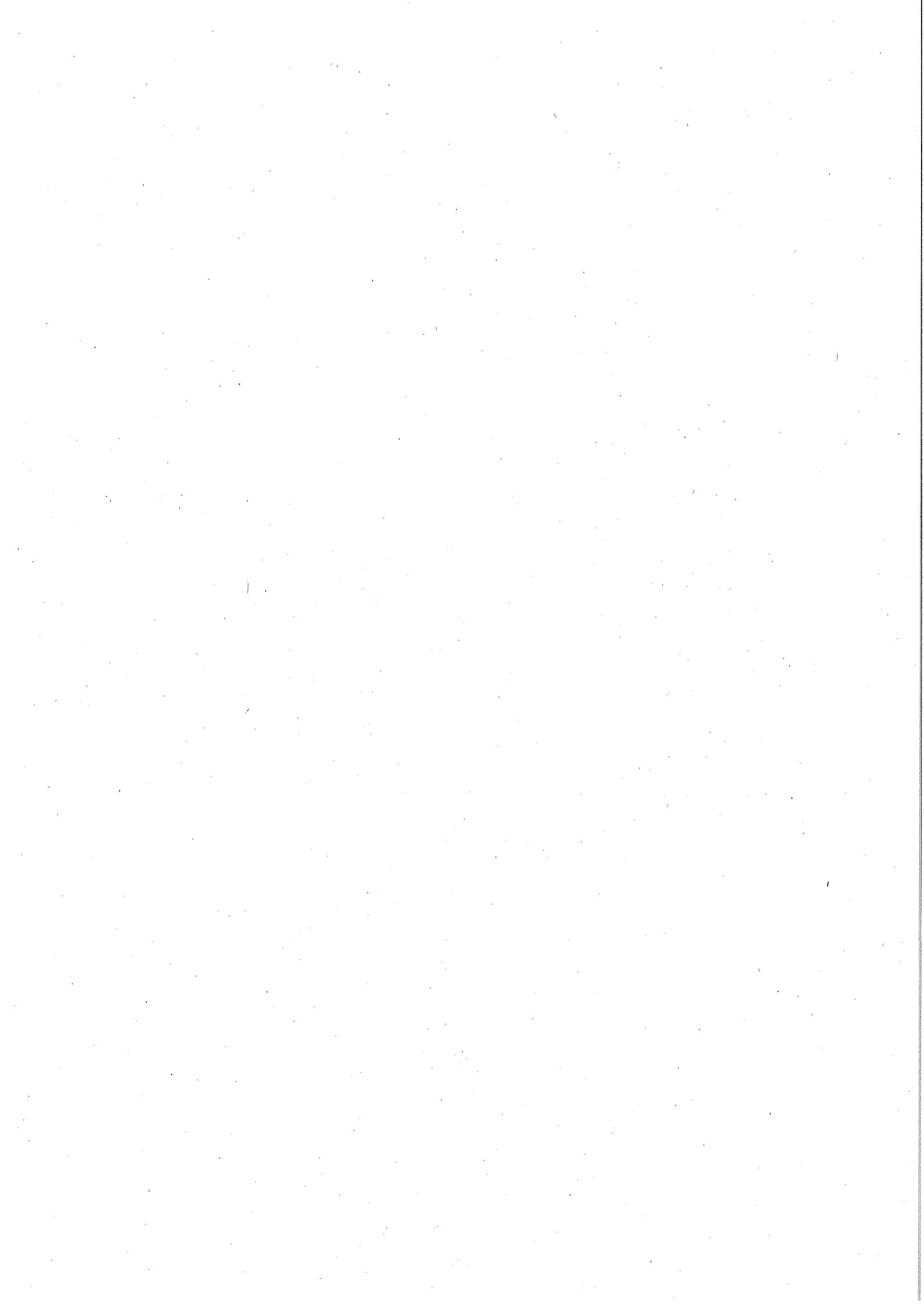
が記録されている」を「の記録がされている」に、「氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第4号中「記録されている」を「記録がされている」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部改正により住民票及び個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録に関する規定を整備しようとするものである。



野田市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市印鑑条例 (昭和52年野田市条例第39号)

改 正 案	現 行
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 <u>印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 <u>登録できる印鑑の数量は、1人1個に限るものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</u></p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、<u>外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、<u>印鑑登録原票を備え、印影及び次に掲げる事項を登録する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合)あつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合)あつては氏名及び当該通称)</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人</u></p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 <u>市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第6条</p> <p>市長は、<u>登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</u></p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、<u>外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、<u>印鑑登録原票を備え、印影及び次に掲げる事項を登録する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合)あつては、氏名及び通称)</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人</u></p>

住民が住民票の備考欄に記録がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(印鑑登録の抹消)

第9条 市長は、印鑑登録者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 氏名、氏(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更により登録されている印鑑が第6条第2項第1号に該当することとなつたとき。

(5)・(6) (略)

2 (略)

(印鑑登録の証明)

第10条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明するものとし、当該証明には次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(2)・(3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

2 (略)

住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(印鑑登録の抹消)

第9条 市長は、印鑑登録者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 氏名、氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更により登録されている印鑑が第6条第1項第1号に該当することとなつたとき。

(5)・(6) (略)

2 (略)

(印鑑登録の証明)

第10条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明するものとし、当該証明には次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

(2)・(3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

2 (略)